

2018年度 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2019年4月19日（金曜日） 午後2時
（受付開始 午後1時）

開催場所

ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士西の間
東京都千代田区隼町1番1号

CONTENTS

2018年度定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役5名選任の件	5
第2号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の 決定を当社取締役会に委任する件	9
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33
株主総会会場のご案内	裏表紙

株主各位

(証券コード 4596)

2019年4月4日

東京都千代田区霞が関三丁目7番1号

霞が関東急ビル4F

窪田製薬ホールディングス株式会社

代表執行役会長、社長兼最高経営責任者 **窪田 良**

2018年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2018年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法によって、2019年4月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

書面による議決権行使の方法	インターネットによる議決権行使の方法
同封の「議決権行使書」用紙に賛否をご表示の上、折り返しご送付ください。	当社指定の議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスの上、賛否をご入力ください。詳細は、「インターネットによる議決権行使のご案内」（3～4ページ）をご参照ください。

記

1. 日 時 2019年4月19日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士西の間（東京都千代田区隼町1番1号）
3. 目的事項
報告事項 第4期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、同封の「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

①連結持分変動計算書 ②連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表

なお、監査委員会及び会計監査人は、上記の当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<当社ウェブサイト <http://www.kubotaholdings.co.jp/ir/library/general-meeting/index.html>>

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年4月18日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

#### (1) パソコン、携帯電話による方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### (2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時、通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

#### 提案の理由

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号     | 氏名        | 地位及び担当                        | 委員会                     | 取締役会等の出席状況                                                    |
|-----------|-----------|-------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 【再任】<br>1 | 窪田 良      | 取締役<br>代表執行役会長、社長<br>兼最高経営責任者 | 【指名委員会】（委員長）            | 取締役会 19/20回<br>指名委員会 1/1回                                     |
| 【再任】<br>2 | 浅子 信太郎    | 取締役<br>【社外取締役】 【独立役員】         | 【監査委員会】（委員長）<br>【報酬委員会】 | 取締役会 19/20回<br>監査委員会 5/5回<br>報酬委員会 3/3回                       |
| 【再任】<br>3 | 中村 栄作     | 取締役<br>【社外取締役】 【独立役員】         | 【指名委員会】<br>【監査委員会】（注）2  | 取締役会 20/20回<br>指名委員会 1/1回<br>監査委員会 3/4回（注）2<br>報酬委員会 2/3回（注）2 |
| 【再任】<br>4 | ロバート・タケウチ | 取締役<br>【社外取締役】 【独立役員】         | 【報酬委員会】（委員長）<br>【監査委員会】 | 取締役会 19/20回<br>報酬委員会 3/3回<br>監査委員会 4/5回                       |
| 【新任】<br>5 | 前川 裕貴     | 執行役最高財務責任者<br>（注）3            | —                       | —                                                             |

（注）1. 当社は、事業の規模及び業態から、社外取締役及び各委員会の管理・監督及び助言機能を確保する一方で執行役による事業遂行の効率性を向上させることは、非常に効果的な企業統治体制を構築するために重要であるとの考えから、当社は、会社法上の指名委員会等設置会社制度を採用しています。

2. 2018年4月20日開催の定時株主総会後に開催された取締役会終結の時をもって、中村栄作氏は報酬委員の任を解かれ、監査委員に就任しております。

3. 2018年6月21日開催の取締役会決議により、前川裕貴氏は執行役最高財務責任者に就任しております。

## 取締役候補者

候補者番号

1

## 窪田 良

再任



生年月日 1966年10月18日生  
 当社株式所有数 10,250,654株  
 在任年数 3年4ヵ月  
 取締役会等への出席状況  
 取締役会 19/20回  
 指名委員会 1/1回

## 略歴、地位、担当

|         |                               |          |                             |
|---------|-------------------------------|----------|-----------------------------|
| 2002年6月 | アキュセラ・インク設立、取締役               | 2015年12月 | 当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者        |
| 2002年6月 | アキュセラ・インク社長、最高経営責任者兼会計責任者     | 2016年12月 | 当社取締役、代表執行役会長、社長兼最高経営責任者（現） |
| 2005年4月 | アキュセラ・インク取締役会長                |          |                             |
| 2014年6月 | 慶應義塾大学医学部客員教授（現）              |          |                             |
| 2015年5月 | アキュセラ・インク会長、社長兼最高経営責任者、取締役（現） |          |                             |

## 重要な兼職の状況

アキュセラ・インク会長、社長兼最高経営責任者、取締役

## 取締役候補者とした理由等

窪田良氏は、創業者であり、経営者としての手腕や眼科領域における豊富な知見と実績に基づくリーダーシップと実行力により当社経営を牽引しております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

候補者番号

2

## 浅子 信太郎

再任



生年月日 1974年6月14日生  
 当社株式所有数 800株  
 在任年数 3年1ヵ月  
 取締役会等への出席状況  
 取締役会 19/20回  
 監査委員会 5/5回  
 報酬委員会 3/3回

## 略歴、地位、担当

|          |                              |         |                                  |
|----------|------------------------------|---------|----------------------------------|
| 1998年8月  | アーサー・アンダーセンLLP               | 2015年5月 | アキュセラ・インク取締役（現）                  |
| 2002年6月  | KPMG LLP                     | 2016年3月 | 当社社外取締役（現）                       |
| 2005年7月  | メディシノバ・インク財務・経理部 ヴァイス・プレジデント | 2017年2月 | DeNA Corp最高経営責任者・最高財務責任者（現）      |
| 2006年11月 | メディシノバ・インク最高財務責任者            | 2017年4月 | 株式会社ディー・エヌ・エー執行役員 経営企画本部長        |
| 2011年11月 | DeNA West財務部ヴァイス・プレジデント      | 2017年7月 | 株式会社ディー・エヌ・エー執行役員 CFO 経営企画本部長（現） |
| 2012年1月  | DeNA West最高財務責任者             |         |                                  |
| 2013年10月 | DeNA West最高経営責任者・最高財務責任者     |         |                                  |

## 重要な兼職の状況

アキュセラ・インク取締役、株式会社ディー・エヌ・エー執行役員 CFO 経営企画本部長

## 社外取締役候補者とした理由等

浅子信太郎氏は、経営管理の経験ならびに米国及び日本の上場会社の規制の分野における優れた知識を有することから、社外取締役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定める独立役員の大基準を満たすため、独立役員として指定しています。

候補者番号 3

## 中村 栄作

再任



生年月日 1961年7月1日生  
当社株式所有数 800株  
在任年数 3年1ヵ月  
取締役会等への出席状況  
取締役会 20/20回  
指名委員会 1/1回  
監査委員会 3/4回 (注) 7  
報酬委員会 2/3回 (注) 7

### 略歴、地位、担当

|          |                            |          |                                 |
|----------|----------------------------|----------|---------------------------------|
| 2001年 4月 | Berevno Corporation代表取締役社長 | 2015年 5月 | アキュセラ・インク取締役 (現)                |
| 2002年 5月 | CanBas Corporation社外取締役    | 2016年 3月 | 当社社外取締役 (現)                     |
| 2006年 9月 | バイオサイトキャピタル株式会社取締役東京支社長    | 2017年 1月 | 一般社団法人こいのぼり 監事 (現)              |
| 2010年10月 | 株式会社アクティブスファーマ社外取締役        | 2018年 3月 | 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役 (現) |
| 2013年 9月 | 一般社団法人こいのぼり 理事             |          |                                 |

### 重要な兼職の状況

アキュセラ・インク取締役、一般社団法人こいのぼり監事

### 社外取締役候補者とした理由等

中村栄作氏は、当社及びその子会社の持続的成長にとって重要であると考えられる投資運用及び資本市場における経験を有することから、社外取締役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しています。

候補者番号 4

## ロバート・タケウチ

再任



生年月日 1957年5月17日生  
当社株式所有数 無し  
在任年数 3年1ヵ月  
取締役会等への出席状況  
取締役会 19/20回  
報酬委員会 3/3回  
監査委員会 4/5回

### 略歴、地位、担当

|          |                                                |          |                                 |
|----------|------------------------------------------------|----------|---------------------------------|
| 1988年 7月 | Credit Suisse First Boston社 国際エクイティ・セールスディレクター | 2004年12月 | SBIインベストメント株式会社取締役              |
| 1996年10月 | Softbank America Corporation, Inc. 財務部長及び秘書役   | 2010年 4月 | Quark Pharmaceuticals, Inc. 取締役 |
| 1998年 3月 | Softbank Investment America Corporation社長      | 2015年 5月 | アキュセラ・インク取締役 (現)                |
| 2004年10月 | RTコンサルティング・インク社長 (現)                           | 2016年 3月 | 当社社外取締役 (現)                     |

### 重要な兼職の状況

アキュセラ・インク取締役、RTコンサルティング・インク社長

### 社外取締役候補者とした理由等

ロバート・タケウチ氏は、当社及びその子会社の持続的成長にとって重要であると考えられる資本市場、プライベート・エクイティ及び投資助言における経験を有することから、社外取締役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しています。

候補者番号 5

## 前川 裕貴

新任



生年月日 1967年8月31日生  
当社株式所有数 無し

## 略歴、地位、担当

|          |                          |          |                            |
|----------|--------------------------|----------|----------------------------|
| 1990年4月  | 日本生命保険相互会社               | 2011年3月  | 同社 取締役兼常務執行役員<br>CFO 管理本部長 |
| 2005年11月 | 株式会社そーせい経営企画部長           |          |                            |
| 2006年11月 | そーせいグループ株式会社代表執行役員副社長    | 2013年4月  | セオリアファーマ株式会社最高財務責任者        |
|          | 株式会社そーせい代表取締役            | 2014年6月  | 同社 取締役最高財務責任者              |
| 2009年7月  | シンバイオ製薬株式会社執行役員<br>管理本部長 | 2018年6月  | 当社執行役最高財務責任者(現)            |
| 2010年3月  | 同社 取締役兼執行役員管理本部長         | 2018年11月 | アキュセラ・インク最高財務責任者(現)        |

## 重要な兼職の状況

アキュセラ・インク最高財務責任者

## 取締役候補者とした理由等

前川裕貴氏は、バイオテック及び製薬企業で最高財務責任者として手腕を発揮してきたことに加え、財務分野のみならず、人事や経営管理、事業開発などの分野においても豊富な知識・経験を有しており、取締役として適任であると判断しました。

(注) 1. アキュセラ・インクは当社の完全子会社です。

- 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
- 浅子信太郎氏、中村栄作氏及びロバート・タケウチ氏の3氏は、社外取締役候補者であります。
- 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は現に当社の社外取締役候補者である浅子信太郎氏、中村栄作氏及びロバート・タケウチ氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第26条第2項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。

- 上表における当社株式所有数は、会社法施行規則に基づき表示されており、取締役が所有している可能性のある派生有価証券は含まれておりません。
- 当社株式所有数は2019年2月28日現在のものです。
- 2018年4月20日開催の定時株主総会後に開催された取締役会終結の時をもって、中村栄作氏は報酬委員の任を解かれ、監査委員に就任しております。

(ご参考) 社外取締役の独立性ガイドライン

当社取締役会の過半数は、適用のある規則・規定、東京証券取引所のルール上、取締役会の経営判断として、独立役員の要件を満たす者により構成されます。当社取締役会は、少なくとも毎年1回、取締役の独立性について評価をします。

## 第2号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

### 提案の理由

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を含む）、執行役及び使用人ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を含む）及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたします。

#### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を含む）、執行役及び使用人ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を含む）及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

#### II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

##### 1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権14,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式1,400,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

##### 2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

#### III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

##### 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記3. (2) ①の規定を準用する。

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

## 3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

### ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記 (1) ①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記 (1) ②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記 (1) ①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から8年間とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以上

(添付書類)

# 事業報告 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当社グループは、眼科領域に特化しグローバルに医療用医薬品、医療機器の研究開発を行う眼科医療ソリューション・カンパニーです。当社グループでは、エミクススタト塩酸塩を中心とする低分子化合物に加えて、近年は今後高い成長が期待されている医療機器や遺伝子治療の分野にも注力することにより、パイプライン（開発品群）の価値最大化を図っています。

当連結会計年度におけるパイプラインの研究開発の進捗状況は以下の通りです。

#### [低分子化合物]

エミクススタト塩酸塩については、スターガルト病を対象とする臨床第2 a相試験において主要評価項目を達成しました。この結果に基づき、欧州医薬品庁(EMA)及び米国食品医薬品局(FDA)と協議を踏まえ、2018年11月に臨床第3相試験を開始しました。

なお、エミクススタト塩酸塩については、2017年度に増殖糖尿病性網膜症を対象とする第2相臨床試験を実施しておりますが、2018年6月に当該試験の解析結果において黄斑浮腫を改善する可能性が示唆され、現在今後の開発方針を検討しております。

#### [医療機器]

在宅で網膜の状態の測定を可能にする遠隔眼科医療モニタリングデバイス「PBOS (Patient Based Ophthalmology Suite)」について、2018年3月より試作機での臨床試験を米国で開始し、同年10月に予定通り完了しました。当該臨床試験では、網膜の「厚みの計測における再現性」、「厚みの変化を捉える性能」、「医療機関等で使用されている設置型のOCTで撮影した画像との相関性」について評価し、全ての評価ポイントにおいて良好な結果が得られました。

#### [遺伝子治療]

遺伝子治療については、遺伝性網膜疾患である網膜色素変性を対象として前臨床試験を実施しました。なお、当該前臨床試験を推進するため、2018年1月に遺伝子デリバリー技術に特化したシリオン社（ドイツ）と共同開発契約を締結しました。

上記の通りパイプラインの研究開発の進展に伴い、今後研究開発費が増加することが見込まれることから、当社グループは研究開発の一層の生産性向上を図るため、2018年11月に当社100%子会社のアキュセラ・インクが保有する研究施設を縮小するとともに、人員削減を実施しました。

## 研究開発費

当連結会計年度の研究開発費は2,479百万円となり、前連結会計年度と比較して、100百万円（前年度比4.2%）の増加となりました。

これは主に、エミクススタト塩酸塩のスターガルト病での開発が臨床第3相試験に入り開発費が増加したことに加え、遠隔眼科医療モニタリングデバイスPBOSの開発費が増加したことが要因です。

（単位：％を除き、千円）

|       | 2017年12月期 | 2018年12月期 | 増減額    | 増減率（％） |
|-------|-----------|-----------|--------|--------|
| 研究開発費 | 2,379,750 | 2,479,373 | 99,623 | 4.2    |

## 一般管理費

当連結会計年度の一般管理費は794百万円となり、前連結会計年度と比較して、446百万円（前年度比35.9%）の減少となりました。

（単位：％を除き、千円）

|       | 2017年12月期 | 2018年12月期 | 増減額      | 増減率（％） |
|-------|-----------|-----------|----------|--------|
| 一般管理費 | 1,240,102 | 794,481   | △445,621 | △35.9  |

一般管理費の主な減少要因は以下のとおりであります。

- ・主に人員の減少による人件費（株式報酬を含む）の減少：△207百万円
- ・IFRS移行プロジェクトや三角合併（本社移転取引）関連の支払手数料の減少：△143百万円
- ・前連結会計年度における米国子会社のシアトルオフィス移転時の固定資産除却損が計上されなかったことによる反動減と移転による賃借料の減少：△30百万円
- ・その他の費用の減少：△66百万円

以上の結果、営業損失は3,274百万円（前連結会計年度の営業損失は3,620百万円）、税引前当期損失は3,046百万円（前連結会計年度の税引前当期損失は3,445百万円）、親会社の所有者に帰属する当期損失は3,046百万円（前連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期損失は3,445百万円）となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において特記すべき重要な設備投資はありませんでした。

## 3. 資金調達の状況

当社は、新株予約権の発行及び行使に伴う新株の発行を行い、総額722百万円の資金調達を行いました。

## 4. 対処すべき課題

### (1) 株主価値の創造

医薬品や医療デバイスの開発は、新しい市場や社会的価値を生み出すことにつながります。これを実現するためには、有望なパイプラインへの積極的な投資のほか、企業買収等を行うことが重要と考えております。当社グループは、財務状況を鑑みながらこれらの投資を行い、企業価値を高め、株主価値の創造に繋げてまいります。

### (2) 研究開発投資によるイノベーションと成長の実現

成長を維持し、将来の収益を生み出すためには、研究開発活動への先行投資を継続し、アンメット・メディカル・ニーズに対応する革新的な製品の開発を推進することが重要であります。当社グループが開発中のエミクススタト塩酸塩、低分子化合物、遺伝子治療、PBOS等は、革新的な作用メカニズム、あるいは、治療効果を高めるソリューションとなる可能性を秘めております。一日も早く研究開発成果を達成するために、当社グループは効率的に資源を活用してまいります。

### (3) 資金調達が多様化と安定化

企業価値を高めるためには、パイプラインの開発を進めるとともに、継続的に有望な化合物や技術を外部から導入する必要がありますが一方で研究開発費は増加します。当社グループは事業基盤を強化するために、株式市場からの資金調達だけではなく、パートナー企業との提携を通じた資金の確保など、必要に応じて資金調達の多様化と安定化を図ってまいります。

### (4) 強力な特許ポートフォリオの維持

当社グループは、知的財産の創造と保護が事業の成功に不可欠であると考えており、積極的に特許保護を求めています。特許を取得しない状況においても、営業秘密の管理強化、秘密保持契約締結の徹底などを通じて独占的な技術とノウハウを保護してまいります。

### (5) グローバルな経営体制の強化

当社グループは米国を中心にグローバルに事業展開をしております。当社グループの事業にとって、言語や文化、価値観の異なる人々と円滑なコミュニケーションを図り、企業価値の最大化に貢献できる人材が必要不可欠ですが、このようなグローバル人材のニーズは年々高まっており、人材獲得競争は激しくなっています。当社グループは優秀な人材の確保に努め、グローバルな経営体制を強化してまいります。

## (6) 継続的な情報収集

医薬品・医療機器に関連する技術開発は日進月歩で向上しており、それらの最先端技術や各国の法規制の変化、世界の市場の動きなどを常に把握し続ける必要があります。当社グループは多国籍であることの強みを活かし、日本、米国、欧州における独自の情報網を構築しております。そこから得る情報をグループ内で共有し、研究開発や事業戦略に活かしてまいります。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                               | 第2期<br>(2016年1月1日から<br>2016年12月31日まで) |            | 第3期<br>(2017年1月1日から<br>2017年12月31日まで) | 第4期<br>(当連結会計年度)<br>(2018年1月1日から<br>2018年12月31日まで) |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|
|                                                   | 米国会計基準                                | IFRS       | IFRS                                  | IFRS                                               |
| 事業収益又は提携からの収益 (千円)                                | 870,198                               | 846,254    | —                                     | —                                                  |
| 税引前当期損失又は<br>税引前当期純損失 (千円)                        | △3,952,508                            | △3,910,673 | △3,444,615                            | △3,046,403                                         |
| 親会社の所有者に<br>帰属する当期損失<br>又は当社株主に<br>帰属する当期純損失 (千円) | △3,952,549                            | △3,910,726 | △3,444,615                            | △3,046,403                                         |
| 基本的1株当たり当期損失<br>又は1株当たり当社株主に<br>帰属する当期純損失 (円)     | △105.64                               | △104.52    | △90.85                                | △78.42                                             |
| 資産合計又は総資産 (千円)                                    | 17,168,534                            | 17,172,397 | 13,396,255                            | 11,290,046                                         |
| 資本合計又は株主資本 (千円)                                   | 16,520,263                            | 16,524,126 | 12,966,794                            | 10,542,971                                         |

- (注) 1. 第2期より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。  
 2. 第3期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、第2期分につきましては、ご参考としてIFRSに準拠した諸数値も記載しております。  
 3. 基本的1株当たり当期損失又は1株当たり当社株主に帰属する当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 4. 2016年12月1日付で普通株式1株を3,783,961.9株に株式分割しております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期損失又は1株当たり当社株主に帰属する当期純損失を算定しております。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

| 会社名       | 資本金         | 議決権比率  | 主要な事業内容            |
|-----------|-------------|--------|--------------------|
| アキュセラ・インク | 207,030千米ドル | 100.0% | 眼科に特化した医薬品・医療機器の開発 |

(注) 当社の連結子会社は上記の1社及び窪田オフサルミクス株式会社であります。

## 7. 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

当社グループは、世界中で眼疾患に悩む皆さまの視力維持と回復に貢献することを目的として、イノベーションをさまざまな医薬品・医療機器の開発及び実用化に繋げる眼科医療ソリューション・カンパニーです。当社の100%子会社であるアキュセラ・インク（米国）が研究開発の拠点となり、革新的な治療薬・医療技術の探索及び開発に取り組んでいます。

当社グループのパイプライン（開発品群）については、エミクススタト塩酸塩を中心とする低分子化合物に加えて、近年は今後高い成長が期待されている医療機器や遺伝子治療の分野にも注力することにより、パイプラインの価値最大化を図っています。

低分子化合物については、当社グループ独自の視覚サイクルモジュレーション技術に基づくエミクススタト塩酸塩をコア開発品と位置付け、スターガルト病及び糖尿病網膜症の治療薬として開発を進めています。その他にも、研究開発のステージとしては前臨床段階と初期段階ではありますが、白内障や老視（老眼）、糖尿病黄斑浮腫、ウェット型加齢黄斑変性などの治療を目的とした低分子化合物の研究も行っています。

医療機器については、在宅で網膜の状態の測定を可能にする遠隔眼科医療モニタリングデバイス「PBOS (Patient Based Ophthalmology Suite) の開発を進めています。

遺伝子治療については、網膜色素変性における視機能再生を目指す研究を行っています。

当社グループのパイプラインの詳細については、「1. 事業の経過及び成果」をご参照ください。

## 8. 主要な事業所（2018年12月31日現在）

- (1) 当社の主要な事業所      本 社：東京都千代田区  
 (2) 子会社の主要な営業所      アキュセラ・インク：米国      ワシントン州

## 9. 使用人の状況（2018年12月31日現在）

- (1) 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 20名  | 14名減        |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用等2名を含んでおりません。

- (2) 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社のため、当事業年度末において使用人はおりません。

## Ⅱ 株式の状況（2018年12月31日現在）

1. 発行可能株式総数 151,358,476株

2. 発行済株式の総数 40,364,863株（自己株式70株を含む。）

(注) 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は2,328,575株増加しております。

3. 株 主 数 11,761名

### 4. 大 株 主

| 株 主 名                                                          | 持 株 数       | 持株比率   |
|----------------------------------------------------------------|-------------|--------|
| SBIインキュベーション株式会社                                               | 14,486,625株 | 35.88% |
| 窪田 良                                                           | 10,250,654株 | 25.39% |
| 株式会社大塚製薬工場                                                     | 1,515,152株  | 3.75%  |
| 日本証券金融株式会社                                                     | 410,600株    | 1.01%  |
| 株式会社東京ウエルズ                                                     | 278,715株    | 0.69%  |
| 水野 親則                                                          | 242,000株    | 0.59%  |
| 信越化学工業株式会社                                                     | 222,222株    | 0.55%  |
| DNP Holding USA Corporation                                    | 222,222株    | 0.55%  |
| Morgan Stanley Smith Barney LLC Clients Fully Paid SEG Account | 204,831株    | 0.50%  |
| 中村 直人                                                          | 169,800株    | 0.42%  |

(注) 1. 持株比率は自己株式（70株）を控除して算出しております。

2. 持株比率は小数点第3位を切り捨てております。

### Ⅲ 新株予約権等の状況

#### 1. 当事業年度の末日に有する当社役員（執行役を含む）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

##### (1) 社外取締役

| 回次<br>(決議年月日)              | 新株予約権の数  | 目的となる株式<br>の種類と数 | 保有者数 | 行使時の払込金額<br>(1株当たり) | 権利行使期間                       |
|----------------------------|----------|------------------|------|---------------------|------------------------------|
| 第11回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 120,000個 | 普通株式<br>120,000株 | 4名   | 9.22米ドル             | 2016年12月6日から<br>2026年1月21日まで |
| 第16回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 100,000個 | 普通株式<br>100,000株 | 4名   | 15.41米ドル            | 2016年12月6日から<br>2026年7月12日まで |

##### (2) 執行役

| 回次<br>(決議年月日)              | 新株予約権の数  | 目的となる株式<br>の種類と数 | 保有者数 | 行使時の払込金額<br>(1株当たり) | 権利行使期間                       |
|----------------------------|----------|------------------|------|---------------------|------------------------------|
| 第11回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 747,462個 | 普通株式<br>747,462株 | 1名   | 9.22米ドル             | 2016年12月6日から<br>2026年1月21日まで |
| 第13回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 32,538個  | 普通株式<br>32,538株  | 1名   | 10.14米ドル            | 2016年12月6日から<br>2026年1月21日まで |

(注) 執行役を兼務する取締役については執行役に含めております。

#### 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等（子会社使用人、子会社元使用人）に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 3. その他新株予約権等の状況

2018年3月29日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数               | 40,000個                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数     | 普通株式 4,000,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり560円                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の払込期日             | 2018年4月16日                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株につき 当初行使価額 543円<br>上限行使価額 なし<br>下限行使価額 272円                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使期間             | 2018年4月17日から2020年4月16日まで                                                                                                                                                                                                                           |
| 行使価額及び行使価額の修正条件        | 行使請求に必要な事項を通知した日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が272円を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。 |
| 割当先                    | 株式会社SBI証券                                                                                                                                                                                                                                          |

## Ⅳ 会社役員 の 状況

### 1. 取締役及び執行役の状況（2018年12月31日現在）

#### (1) 取締役

| 地位及び担当                       | 氏名        | 委員会           | 重要な兼職の状況                                            |
|------------------------------|-----------|---------------|-----------------------------------------------------|
| 取締役<br>代表執行役会長<br>社長兼最高経営責任者 | 窪田 良      | 指名委員長         | アキュセラ・インク 会長、社長兼最高経営責任者、<br>取締役                     |
| 取締役<br>【社外取締役】【独立役員】         | 浅子 信太郎    | 監査委員長<br>報酬委員 | 株式会社ディー・エヌ・エー 執行役員 CFO 経営<br>企画本部長<br>アキュセラ・インク 取締役 |
| 取締役<br>【社外取締役】               | 三田 四郎     | 指名委員<br>報酬委員  | 株式会社エムズサイエンス 社長兼最高経営責任者<br>アキュセラ・インク 取締役            |
| 取締役<br>【社外取締役】【独立役員】         | 中村 栄作     | 指名委員<br>監査委員  | 一般社団法人こいのぼり 監事<br>アキュセラ・インク 取締役                     |
| 取締役<br>【社外取締役】【独立役員】         | ロバート・タケウチ | 報酬委員長<br>監査委員 | RTコンサルティング・インク 社長<br>アキュセラ・インク 取締役                  |

- (注) 1. 取締役浅子信太郎氏、取締役中村栄作氏及び取締役ロバート・タケウチ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
2. 取締役三田四郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役浅子信太郎氏は、カリフォルニア州の公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2018年4月20日開催の定時株主総会後に開催された取締役会終結の時をもって、三田四郎氏は監査委員の任を解かれ報酬委員に、中村栄作氏は報酬委員の任を解かれ監査委員に、それぞれ就任しております。
5. 当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、常勤監査委員を選定しておりません。

#### (2) 執行役

| 地位                     | 氏名    | 担当または重要な兼職の状況                          |
|------------------------|-------|----------------------------------------|
| 代表執行役会長、社長<br>兼最高経営責任者 | 窪田 良  | 最高経営責任者<br>アキュセラ・インク 会長、社長兼最高経営責任者、取締役 |
| 最高財務責任者                | 前川 裕貴 | 最高財務責任者<br>アキュセラ・インク 最高財務責任者           |

(注) 執行役 前川裕貴氏は、2018年6月21日開催の取締役会において新たに選任され、就任いたしました。

#### (3) 事業年度中に退任した執行役

| 氏名        | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位・担当または重要な兼職の状況         |
|-----------|------------|------|------------------------------|
| ジョン・ゲブハート | 2018年6月21日 | 辞任   | 最高財務責任者<br>アキュセラ・インク 最高財務責任者 |

## 2. 非業務執行取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、原則として、執行役・使用人を兼務しない取締役に対しては、金銭及び株式型報酬の組み合わせにより報酬を支払います。他方、執行役・使用人を兼務する取締役に対しては、取締役としての業務について追加的な報酬を支払いません。加えて、当社は、執行役に対して、給与、賞与及びその他の経済的利益ならびに株式型報酬を支払います。但し、当社執行役が当社子会社の執行役を兼務する場合、原則として、当社と当該子会社がその報酬を別途報酬委員会が合理的に決定する割合により按分して支払うものとし、各取締役及び執行役の報酬の金額及び構成は、経営の状況、各取締役または執行役の地位及び責務、ならびに従業員の標準的な給与を踏まえて、報酬委員会によって決定されます。また、各取締役及び執行役の報酬は、独立アドバイザーの提供する調査結果を基準として定められます。当該調査結果は、能力のある取締役及び執行役を勧誘し、維持するために、同業他社の報酬慣行その他の市場の要因についての知見を提供するものです。報酬委員会は、当社の類似企業群における報酬慣行を勘案して、取締役及び執行役の報酬基準を毎年見直す責務を負っています。

## 4. 取締役及び執行役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員       | 基本報酬                   | 賞 与            | 金銭による報酬等の総額            |
|--------------------|------------|------------------------|----------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(4名) | 22,101千円<br>(22,101千円) | - 千円<br>(- 千円) | 22,101千円<br>(22,101千円) |
| 執 行 役              | 3名         | 41,053千円               | 12,525千円       | 53,578千円               |
| 合 計                | 7名         | 63,154千円               | 12,525千円       | 75,680千円               |

(注) 1. 執行役を兼務する取締役は、執行役を含めております。

2. 賞与の金額は、執行役に対する金銭による報酬として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しております。

3. 上記の金銭による報酬等の他、2016年11月21日開催の取締役会決議に基づき社外取締役及び執行役に対して付与された新株予約権があります。当該新株予約権について、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について損益計算書に費用を計上した金額は、社外取締役が43,017千円、執行役が44,391千円であります。また、執行役に対する金銭以外の報酬として損益計算書に費用として計上した退職給付費用が、654千円あります。金銭による報酬等の合計にこれらを加えた金額の合計値は、社外取締役が65,118千円、執行役が98,625千円であります。なお、当該新株予約権の詳細については、「Ⅲ新株予約権等の状況」をご参照ください。

4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役浅子信太郎氏、取締役三田四郎氏、取締役中村栄作氏及び取締役ロバート・タケウチ氏の重要な兼職先（但し、アキュセラ・インクを除く）と当社との間には、特別な関係はありません。

### (2) 会社または会社の特定関係事業者との関係

社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者及びその三親等以内の親族その他これに準ずる者であったことはありません。

### (3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び担当委員会への出席状況及び専門性

#### ・取締役 浅子信太郎

当事業年度に開催された取締役会20回中19回、報酬委員会3回中3回、監査委員会4回中4回に出席しています。浅子氏はカリフォルニア州の公認会計士の資格を有しており、豊富な経営管理の経験ならびに米国及び日本の両国における上場企業に関連する法規制について精通しています。

#### ・取締役 三田四郎

当事業年度に開催された取締役会20回中19回、指名委員会1回中1回、監査委員会4回中1回、報酬委員会3回中1回に出席しています。三田氏は、バイオテクノロジー及び薬学の領域における研究者及び執行役員としての両面からの豊富な経験を有しています。

#### ・取締役 中村栄作

当事業年度に開催された取締役会20回中19回、指名委員会1回中1回、監査委員会4回中3回、報酬委員会3回中2回に出席しています。中村氏は、当社の持続的成長にとって重要であると当社が考える投資運用及び資本市場における豊富な経験を有しています。

#### ・取締役 ロバート・タケウチ

当事業年度に開催された取締役会20回中19回、報酬委員会3回中3回、監査委員会4回中4回に出席しています。タケウチ氏は、取締役として資本市場、プライベート・エクイティ及び投資助言における豊富な経験を有しています。

## V 会計監査人の状況

1. 名称 三優監査法人

### 2. 報酬等の額

|                                            | 金 額      |
|--------------------------------------------|----------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 | 14,350千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額        | 14,350千円 |

(注) 1. 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額には、当社と監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的な区分もできないため、これらの合計額で記載しております。  
2. 当社の重要な子会社アキュセラ・インクは、当社の会計監査人の提携会計事務所の監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査人員数、監査日程、その他報酬見積り等の算出根拠などを確認し、適正な監査を実施するために監査報酬額が妥当な水準であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致しません。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、監査委員会の委員の全員の同意に基づき、監査委員会が会計監査人を解任致します。

この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

## Ⅵ 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制と運用状況

(1) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、当社の執行役及び従業員による職務遂行が法令及び当社の定款に適合することを確保するために、以下の体制を含む内部統制システムを整備します。また、当社は必要に応じて、上記システムの評価及び改善を続けていきます。

- (ア) 取締役会、具体的には監査委員会は、当社の内部統制の十分性を検討します。当社の監査委員会は、経営管理のため、継続的に会計監査人と内部統制及び当社の計算書類の網羅性及び正確性について意見交換することとしています。
- (イ) 当社は、内部監査部門を設置しています。内部監査部門は、企業統治体制に係る内部統制の適切性を包括的かつ客観的に評価し、また、監査委員会に対して、重要性の高い問題点に取り組むための提案を行い、実務的なレベルで当社の会計監査人と協働してフォローアップを行います。
- (ウ) 当社は、コンプライアンスの促進のため、法令に従い内部規則を制定し、これらの諸規則の執行役及び従業員への周知を徹底しています。また、当社は必要となるコンプライアンスに関連する教育及びトレーニングの機会も提供しています。
- (エ) 当社は、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、違反報告者の保護を図る内部通報システムを構築することにより強化された内部通報規則を制定しています。
- (オ) 当社は、インサイダー取引を防止するために、インサイダー取引防止規程を制定しています。当該規程は、(i) 取締役、執行役または従業員等が事業活動に関して取得した内部情報の管理に関する基本的事項、(ii) 取締役、執行役または従業員等による株式及びその他の有価証券の売買及びその他の取引の管理及び規制、ならびに (iii) 取締役、執行役、会計監査人及び従業員に求められる行動規範を定めています。
- (カ) 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。当社は、係る反社会的勢力との関係を断固として拒絶するものとして行動します。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役、執行役及び従業員による職務執行に係る情報の保存及び管理ならびに機密情報の取扱いに関する規程を定め、これらに基づき、該当情報を含む文書及び媒体を適切かつ確実に保持及び管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社取締役会は、リスク管理プロセスの監督に積極的に関与します。

当社取締役会は、常設のリスク管理委員会を有していないものの、常設の各委員会が各々の監督に係る業務分野において内在的に生じるリスクに関して直接的な監督機能を果たすとともに、取締役会も直接的に全体として上記のような監督の機能を果たします。とりわけ、当社の監査委員会は当社グループの主要な財務リスク及び係るリスクを監視及び管理するために経営陣がとった対策について検討し協議する責務を有します。また、当社の報酬委員会は、当社の報酬の方針及びプログラムが潜在的に過度なリスク負担となっていないかについて評価及び監視を行います。さらに、当社の指名委員会は、当社グループの主要な法的コンプライアンスリスク、及び適用ある法規制の遵守を推進し、監視する当社グループのプログラムを監督します。そして、当社取締役会は、戦略リスク及び各委員会によってカバーされないその他のリスクを監視し、評価する責務を有します。

当社取締役会または適切な委員会は、当社のリスクの確認、管理及び低減に向けた戦略を理解することができるよう、当社のCEO（最高経営責任者）またはその他の経営陣のメンバーから、会社が直面しているリスクについて報告を受領します。

#### (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 当社は、執行役による効率的な職務執行を確保するため十分な員数の執行役を保持します。
- (イ) 定例の取締役会を開催し、経営上の重要な事項について意思決定するとともに、執行役及び従業員の職務執行を監督します。
- (ウ) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、CEO（最高経営責任者）及びCFO（最高財務責任者）が出席する執行役会を少なくとも3カ月に1回開催し、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る機動的な意思決定を行うものとします。また、重要プロジェクトに関する審議を行い、審議の内容によっては、委員会または取締役会において更なる検討を加えます。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するために、当社は、当社の子会社が基本的な運営事項について当社に対して承認申請しなければならないことを定めた、子会社の管理に係る規則及び手続を制定します。また、当社は、子会社が、当社グループの運営基準を理解、強化及び維持するとともに、適切なリスク管理、コンプライアンス管理及び内部監査を実施するよう確保していきます。

#### (6) 監査委員会監査の状況

当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、監査委員会の活動を直接補助する取締役または従業員を選任しません。

当社は、監査委員会がその職務（監査委員会規程に定義されます。）の執行に関連して負担したあるいは負担すると見込まれる合理的な費用につき、委員からの要求に応じて、償還または前払いを行います。

当社の監査委員会は、必要に応じて会計監査人から会計監査に係る報告書を受領するとともに、監査委員会は、監査方針、監査計画及び監査手法に係る問題を解決します。また、監査委員会の義務の履行のために必要かつ適切と認める場合には、他の会計士、コンサルタント及び専門家から報告書を受領します。監査委員会は、会計士及びコンサルタントに指揮または追加的にもしくは別途、直接調査する方法により行われた監査及び調査の結果を取締役に報告します。

監査委員、会計監査人、内部監査部門及びCFO（最高財務責任者）は、四半期毎に開催される監査委員会に出席します。監査委員会においては、監査委員会、会計監査人及び内部監査部門の監査計画、それらによる監査の実施、ならびに問題点及び改善策の進捗に関して報告及び協議が行われるものとします。

監査委員会は、会計監査人の報酬等に係る決定または有資格の監査法人及びコンサルタントにより許容される業務について承認を与えます。

これらの業務には、監査業務、監査関連業務、税務業務及びその他の業務を含むものとし、これらの業務の承認は、個別業務または業務の区分について詳細化されており、一般に個別の予算制限に従います。監査法人、コンサルタント及び経営陣は、上記の承認に従って監査法人及びコンサルタントにより提供される業務の範囲及びそれまでに実施された業務に係る報酬について、定期的に、監査委員会に報告します。

なお、法令や規則、会社の方針に違反する行為等を知った当社及び子会社の役員及び従業員は、監査委員会に報告することができ、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、外部専門家を効率的に活用しながら、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に報告しております。また、調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

## 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、これまで当社の株主資本に対する現金配当を支払ったことがありません。当面は現金配当を行わず、当社の発展及び成長のためにすべての調達可能な資金及び将来の利益を保持する意向であります。当社の将来における株主資本に対する現金配当の支払いの取締役会による決定は、当社の業績、財務状況、流動性要件、適用ある法律または契約により課される制限ならびに当社の取締役会がその独自の裁量によって関連があると判断するあらゆるその他の要因により影響を受けます。

## 4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2018年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目           | 金額                |
|--------------|-------------------|
| <b>(資産)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>  | <b>11,177,164</b> |
| 現金及び現金同等物    | 2,584,873         |
| その他の金融資産     | 8,353,954         |
| その他の流動資産     | 238,337           |
| <b>非流動資産</b> | <b>112,882</b>    |
| 有形固定資産       | 19,917            |
| その他の非流動資産    | 92,965            |
| <b>資産合計</b>  | <b>11,290,046</b> |

| 科目                       | 金額                |
|--------------------------|-------------------|
| <b>(負債及び資本)</b>          |                   |
| <b>流動負債</b>              | <b>661,643</b>    |
| 買掛金                      | 16,491            |
| 未払債務                     | 315,472           |
| 未払報酬                     | 253,530           |
| 繰延賃借料及びリース・インセンティブ       | 76,150            |
| <b>非流動負債</b>             | <b>85,432</b>     |
| 長期繰延賃借料及びリース・インセンティブ、その他 | 85,432            |
| <b>負債合計</b>              | <b>747,075</b>    |
| <b>資本</b>                |                   |
| 資本金                      | 482,340           |
| 資本剰余金                    | 25,867,681        |
| 利益剰余金                    | △14,137,639       |
| その他の資本の構成要素              | △1,669,411        |
| 親会社の所有者に帰属する持分合計         | 10,542,971        |
| <b>資本合計</b>              | <b>10,542,971</b> |
| <b>負債及び資本合計</b>          | <b>11,290,046</b> |

## 連結損益計算書 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

| 科目                | 金額        |                   |
|-------------------|-----------|-------------------|
| <b>事業費用</b>       |           |                   |
| 研究開発費             | 2,479,373 |                   |
| 一般管理費             | 794,481   | 3,273,854         |
| <b>営業損失</b>       |           | <b>△3,273,854</b> |
| <b>その他の収益及び費用</b> |           |                   |
| 金融収益              | 207,613   |                   |
| その他の収益            | 19,838    | 227,451           |
| <b>税引前当期損失</b>    |           | <b>△3,046,403</b> |
| <b>当期損失</b>       |           | <b>△3,046,403</b> |
| <b>当期損失の帰属</b>    |           |                   |
| <b>親会社の所有者</b>    |           | <b>△3,046,403</b> |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>823,148</b> |
| 現金及び預金          | 782,741        |
| 前払費用            | 30,158         |
| 未収消費税等          | 10,248         |
| <b>固定資産</b>     | <b>22,833</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,861</b>   |
| 建物              | 2,223          |
| 工具器具備品          | 3,638          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,971</b>  |
| 子会社株式           | 300            |
| 敷金保証金           | 9,753          |
| 長期前払費用          | 6,917          |
| <b>資産合計</b>     | <b>845,981</b> |

| 科目             | 金額                |
|----------------|-------------------|
| <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動負債</b>    | <b>247,935</b>    |
| 未払金            | 201,166           |
| 未払費用           | 18,881            |
| 未払法人税等         | 4,929             |
| 預り金            | 10,432            |
| 役員賞与引当金        | 12,525            |
| <b>負債合計</b>    | <b>247,935</b>    |
| <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>株主資本</b>    | <b>△298,493</b>   |
| <b>資本金</b>     | <b>482,339</b>    |
| <b>資本剰余金</b>   | <b>481,839</b>    |
| 資本準備金          | 481,839           |
| <b>利益剰余金</b>   | <b>△1,262,608</b> |
| その他利益剰余金       | △1,262,608        |
| 繰越利益剰余金        | △1,262,608        |
| <b>自己株式</b>    | <b>△64</b>        |
| <b>新株予約権</b>   | <b>896,539</b>    |
| <b>純資産合計</b>   | <b>598,046</b>    |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>845,981</b>    |

# 損益計算書

(自 2018年1月1日  
至 2018年12月31日)

(単位：千円)

| 科目           | 金額      |          |
|--------------|---------|----------|
| 営業収益         |         | 259,985  |
| 営業費用         |         |          |
| 一般管理費        | 670,312 | 670,312  |
| 営業損失         |         | △410,326 |
| 営業外収益        |         |          |
| 受取利息         | 52      |          |
| その他          | 193     | 246      |
| 営業外費用        |         |          |
| 為替差損         | 95      |          |
| 株式交付費        | 14,560  | 14,655   |
| 経常損失         |         | △424,735 |
| 特別利益         |         |          |
| 新株予約権戻入益     | 82,957  | 82,957   |
| 税引前当期純損失     |         | △341,777 |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 445      |
| 当期純損失        |         | △342,223 |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年3月19日

窪田製菓ホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

|             |       |        |
|-------------|-------|--------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 古藤智弘 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |        |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 齋藤浩史 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |        |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、窪田製菓ホールディングス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、窪田製菓ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年3月19日

窪田製菓ホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

|             |       |           |
|-------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 古 藤 智 弘 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 齋 藤 浩 史 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、窪田製菓ホールディングス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第4期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び執行役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び執行役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年3月19日

窪田製薬ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員 浅 子 信太郎 ㊟

監査委員 中 村 栄 作 ㊟

監査委員 ロバート・タケウチ ㊟

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

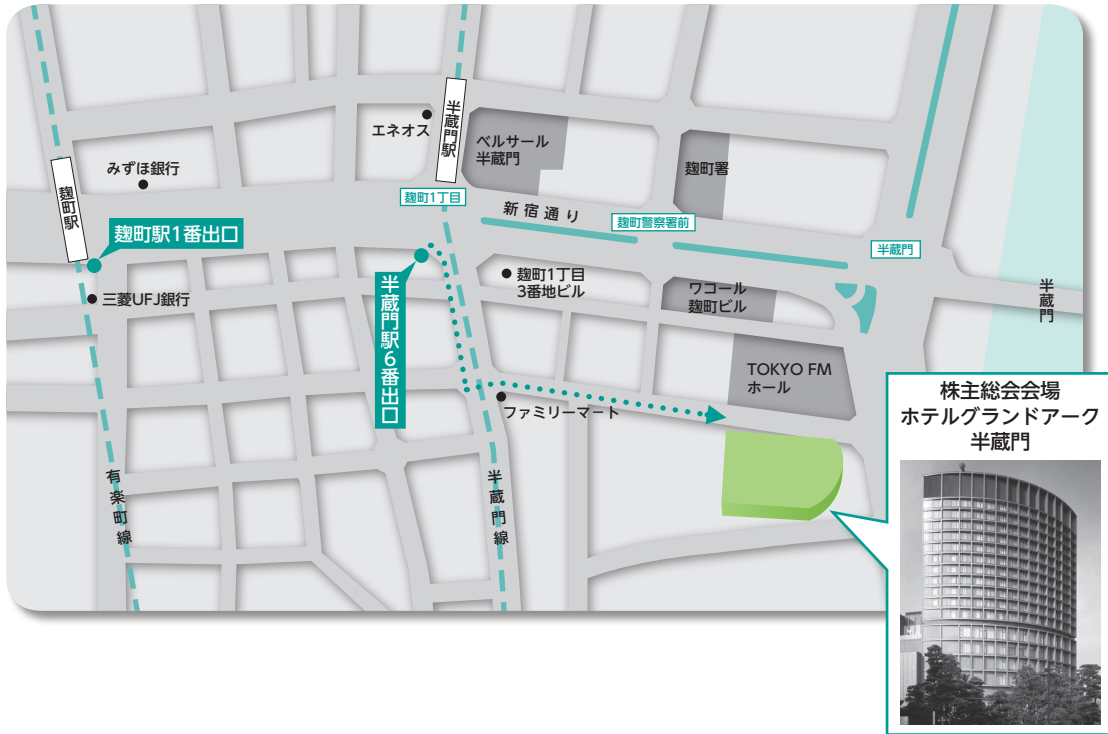






# 株主総会会場のご案内

- **会場** 東京都千代田区隼町1番1号 **ホテルグランドアーク半蔵門** 4階 富士西の間



## ● 交通のご案内

東京メトロ 半蔵門線 **「半蔵門」** 駅 **6番出口** 徒歩3分

※6番出口は地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。

東京メトロ 有楽町線 **「麹町」** 駅 **1番出口** 徒歩7分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。